

日行連発第 265 号  
平成 30 年 6 月 19 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 遠田 和夫  
許認可業務部  
部長 矢野 浩司

**e-Tax 利用手続の簡便化について（周知協力）**

今般、東京国税局より、平成 31 年 1 月より、確定申告における e-Tax 利用手続が簡便化される旨の周知依頼がまいりましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会所属の会員各位への周知につきご協力いただきたくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、会員専用ページ（連 con）を通じて、会員の皆様にもお知らせしております。

記

**【別添】**

- ・「e-Tax に利用手続きの簡便化」に関する周知・広報のお願い  
（平成 30 年 6 月／東京国税局 課税第一部 資産課税課）
- ・（リーフレット）平成 31 年 1 月から e-Tax の利用手続きがより便利になります  
[http://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/kojin\\_e-tax\\_riyou2.pdf](http://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/kojin_e-tax_riyou2.pdf)

以上

平成30年6月

日本行政書士会連合会

御 担 当 者 様

東京国税局

課税第一部 資産課税課

「e-Taxの利用手続の簡便化」に関する周知・広報のお願い

税務行政につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当局においては、平成31年1月からe-Taxの利用手続が簡便化するに当たり、より多くの納税者の皆様にe-Taxをご利用いただくための積極的な周知・広報に取り組んでいるところです。

つきましては、貴会の会員の皆様、職員の皆様に「e-Taxの利用手続の簡便化」への御理解を深めていただくため、下記の事項について、御協力をお願いいたします。

e-Taxの利用手続の簡便化の概要（平成31年1月以降対応）

- ID・パスワード方式  
マイナンバーカード及びICカードリーダライタの未取得者を対象に、税務署で職員と対面による厳格な本人確認に基づき税務署長が通知したe-Tax用のID・パスワードによって申告等データの送信等を行う方式
- マイナンバーカード方式  
マイナンバーカード及びICカードリーダライタを用いてマイナポータル経由又はe-Taxホームページ等からe-Taxへログインするだけで、簡単な手順でe-Taxの利用を開始し、申告等データの送信等を行う方式（e-TaxのID、パスワード（暗証番号）の入力が不要となる。）

記

1 会員の皆様に対する「e-Taxの利用手続の簡便化」に関する周知・広報

- (1) 貴会の会員専用サイト等へ周知文（別添1）及び「平成31年（2019年）1月からe-Taxの利用手続がより便利になります」のリーフレット（別添2）の掲載
- (2) 別添2リーフレットの配布

2 貴会の職員の皆様への周知・広報

別添2リーフレットの配布

【問い合わせ先】

東京国税局 課税第一部 資産課税課

監理第4係 担当 緒方 麻友子

TEL：03-3542-2111（内線2727）

E-Mail：mayuko.ogata@tok.nta.go.jp